解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年十月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月五日

福岡県福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
福岡県土地開発公社
代表清算人　櫨川　知彦

配当公告

静岡市清水区鳥坂一六四四番地
破産者　小長谷康夫

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十六年（フ）第三三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金五六一円
一般債権　金一二三、一二二、四三七円

一、配当することのできる金額
優先債権　金五六一円
一般債権　金一一、七三八、二七〇円

平成二十六年十二月五日

静岡市駿河区八幡二丁目四番一六号　伊伝八幡ビル二階　破産管財人　幸山　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市長橋二丁目二四番地、最後の住所北海道旭川市春光台四条一〇丁目国有無番地つじ学園　被相続人　亡　寺井　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

北海道富良野市若松町三番三一号
相続財産管理人　跡部　泰之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市久保手三二四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

北海道富良野市若松町三番三一号
相続財産管理人　跡部　泰之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市久保手三二四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

山形市旅篭町二丁目一番一一号　ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市大字上新田一二二九番地、最後の住所山形県米沢市矢来二丁目六番八号
被相続人　亡　星　房志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

山形県米沢市金池八丁目二番二号鶴巻ビル
相続財産管理人　弁護士　阿部　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市今泉一丁目一三番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　坂本　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三八―一―六階　弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野田　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市水海道宝町三三七八番地二、最後の住所茨城県常総市水海道橋本町三四九一番地　被相続人　亡　増田　あい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

東京都千代田区有楽町一丁目一〇番一号有楽町ビル四階四二四号海谷・江口・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田亮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市中央二丁目一四七番地九、最後の住所新潟県糸魚川市中央二丁目四番二〇号　被相続人　亡　岡澤　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

新潟県上越市大手町七番一号馬場秀幸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　馬場　秀幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県胎内市関沢二六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　熊倉　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

事務所新潟県胎内市表町六番一七―六号二階
相続財産管理人　弁護士　阿部　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市日永四丁目三六九八番地、最後の住所石川県加賀市片山津温泉ア乃三二番地東園アパート二〇二号室
被相続人　亡　桝川　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

事務所三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階
相続財産管理人　弁護士　山本　伊仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市納花町五四番地、最後の住所大阪府堺市中区深阪二〇〇一番地三
被相続人　亡　加久本良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東成区大今里一丁目一〇五番地、最後の住所大阪市東成区大今里一丁目三三番二号　被相続人　亡　西村　和代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月五日

大阪市北区西天満二丁目一〇番二号幸田ビル四階四〇一号室
相続財産管理人　弁護士　天野　雄介

第63期決算公告

平成26年12月5日

札幌市東区北19条東4丁目2番10号
北原電牧株式会社
代表取締役　石澤　裕

貸借対照表の要旨　（平成26年9月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,195,781	流動負債	430,000
固定資産	160,143	（賞与引当金）	(19,035)
		固定負債	17,337
		（役員退職慰労引当金）	(2,103)
		（退職給付引当金）	(13,222)
		株主資本	908,586
		資本金	60,000
		利益剰余金	848,586
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	833,586
資産合計	1,355,924	負債・純資産合計	1,355,924

（注）当期純利益　128,590千円